（検疫調整官）

第百二十条の二　小樽検疫所千歳空港検疫所支所、東京検疫所東京空港検疫所支所、名古屋検疫所清水検疫所支所、名古屋検疫所中部空港検疫所支所、広島検疫所広島空港検疫所支所、福岡検疫所福岡空港検疫所支所及び福岡検疫所長崎検疫所支所並びに小樽検疫所函館出張所、小樽検疫所釧路出張所、新潟検疫所金沢・七尾出張所、広島検疫所徳山下松・岩国出張所、広島検疫所坂出出張所、福岡検疫所熊本空港出張所、福岡検疫所大分・佐賀関出張所及び那覇検疫所石垣出張所に、検疫調整官一人を置く。

2　検疫調整官は、命を受けて、次に掲げる事務に関する調整に当たる。

一　港及び飛行場における診察、検査、隔離、停留その他の検疫及び予防接種その他の防疫を行うこと。

二　販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入に際しての検査及び指導を行うこと。

（薬品部の所掌事務）

第五百四条　薬品部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、医薬品（生物学的製剤並びに抗菌性物質及びその製剤を除く。第五百十四条及び第五百十八条第一号において同じ。）、医薬部外品並びに毒物及び劇物の試験及び検査並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。

（安全情報部の所掌事務）

第五百十七条　安全情報部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

（削る）

一・二　（略）

（医薬安全科学部の所掌事務）

第五百十八条　医薬安全科学部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一　医薬品及び再生医療等製品の安全性に関する情報の収集、加工、解析、評価、蓄積及び提供を行うこと。

二　医薬品及び再生医療等製品の安全性に関する情報の解析及び評価、医薬品及び再生医療等製品による副作用の発現の予測及び防止その他の医薬品及び再生医療等製品の安全性の確保に関する研究を行うこと。

（企画調整主幹及び統括研究官）

第五百三十八条　国立保健医療科学院に、企画調整主幹一人及び統括研究官七人を置く。

2・3　（略）

（国立保健医療科学院に置く部等）

第五百三十九条　国立保健医療科学院に、次の七部並びに研究情報支援研究センター及び保健医療経済評価研究センターを置く。

（略）

（医療・福祉サービス研究部の所掌事務）

第五百四十七条　医療・福祉サービス研究部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、医療サービス及び福祉サービスに係るもの（保健医療経済評価研究センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（新設）

（薬品部の所掌事務）

第五百四条　薬品部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、医薬品（生物学的製剤並びに抗菌性物質及びその製剤を除く。第五百十四条及び第五百十七条において同じ。）、医薬部外品並びに毒物及び劇物の試験及び検査並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。

（安全情報部の所掌事務）

第五百十七条　安全情報部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一　医薬品及び再生医療等製品の安全性に関する情報の収集、加工、解析、評価、蓄積及び提供を行うこと。

二・三　（略）

（医薬安全科学部の所掌事務）

第五百十八条　医薬安全科学部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、医薬品及び再生医療等製品の安全性に関する情報の解析及び評価、医薬品及び再生医療等製品による副作用の発現の予測及び防止その他の医薬品及び再生医療等製品の安全性の確保に関する研究を行うことをつかさどる。

（新設）

（企画調整主幹及び統括研究官）

第五百三十八条　国立保健医療科学院に、企画調整主幹一人及び統括研究官八人を置く。

2・3　（略）

（国立保健医療科学院に置く部等）

第五百三十九条　国立保健医療科学院に、次の七部及び研究情報支援研究センターを置く。

（略）

（医療・福祉サービス研究部の所掌事務）

第五百四十七条　医療・福祉サービス研究部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、医療サービス及び福祉サービスに係るものをつかさどる。